

平成26年3月吉日

お取引先各位

株式会社オプティマイザー
代表取締役 田川周作

消費税率改定に伴うご請求金額に関するお知らせ

拝啓、貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立て賜り誠にありがとうございます。

表題の件につきまして、平成24年8月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部改正をする等の法律」が公布され、平成25年10月1日正式に、平成26年4月1日から消費税率8%に引き上げられることが決定されました。

つきましては平成26年4月1日から役務の提供(Web広告掲載等)に対する請求金額につきまして下記の通りとさせていただきますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

・平成26年3月31日以前に役務のご提供が完了するお取引

現行適用税率5%にてご請求

・平成26年4月1日以降に役務のご提供を開始するお取引

改定後適用税率8%にてご請求

・役務のご提供が平成26年4月1日をまたぐお取引

改定後税率8%にてご請求

・その他

発注確認書等に消費税率5%で1年分の記載がされている場合でも、役務のご提供の完了が平成26年4月1日以降となる場合、改定後適用税率8%でご請求させていただくこととなります。

誠に恐れ入りますが、ご理解を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

本件に関して質問等がございましたら、弊社担当営業までご連絡願います。

以上